

人間関係と不安に付け入る マルチ商法、靈感商法に 気をつけて!

人間関係を利用したり、人の不安に付け込む悪質商法は後を絶ちません。新生活が始まる春は、学生や新社会人がトラブルに巻き込まれる機会も増えてくるので注意が必要です。

マルチ商法とは

商品やサービスの契約をすると同時に、人に紹介することで利益が得られると勧誘されます。人間関係を利用して契約を広げる販売方法で、**ネットワークビジネス**とも呼ばれます。自分のお金を失うだけでなく、友達の信頼も失うケースがあり、注意が必要です。

マルチ商法 相談事例

友人に楽な儲け話があると誘われ、一緒に業者の話を聞いた。健康に良い飲料という商品を紹介され「他の人に紹介すれば簡単に儲けられる」「本当にいいものだからすぐに売れる」と言われた。登録料として50万円必要だが、お金がないと言うと「消費者金融で借りればいい。紹介料ですぐに取り返せる」と言われたので借入れして契約したが、商品は売れないし、友人を誘っても断られるばかりで、借入金の返済ができない。



注意ポイント!

- 「人を勧誘すれば簡単に稼げる」と言われたら要注意! 断る場合は、きっぱりと断りましょう。
- 若者の場合、会社の先輩、学生時代の友人など、断りにくい人間関係を利用して勧誘を受けトラブルに繋がる傾向があります。
- 友人を勧誘して被害が発生した場合、紹介した自身も責任を問われる場合があるので注意が必要です。
- マルチ商法はクーリングオフ期間が20日間です。それを過ぎても解約できる場合があるので、契約書をもって、お近くの消費生活相談窓口(裏面参照)へ相談してください。
- 高齢者の場合は家族や福祉関係者による見守りが重要です。部屋の状況、人の出入りなど普段と違う事があれば、商品、契約書などを確認し、窓口への相談に繋げてください。

佐賀県南西部消費者行政連携協議会

(鹿島市・嬉野市・太良町)

靈感商法とは

人の不幸や不安に付け込んで「これを買えば不幸から免れる」「家族の病気を治すには献金が必要だ」などと言って、高額な商品を買わせたり、祈祷料を要求する商法です。本人だけでなく、家族までも経済的破綻に追い込んでしまうことがあります。

靈感商法 相談事例

- ネットの占いサイトで、「この数珠を買って祈れば、悪霊を払える」と言われ50万円で購入。その後も次々と除霊や幸運になるグッズの販売勧誘があり困っている。
- 息子が大学入学直後にサークル活動を装ったカルト的宗教団体から勧誘を受け、活動に参加していた。息子には離れるように伝えているものの、団体の参加者を信用しており、言うことを聞いてくれない。



注意ポイント!

- おかしいと思ったらきっぱりと断り、親や友人など信頼できる人に相談しましょう。個人情報 は絶対に教えないようにしましょう。
- 法改正により、**不当寄付勧誘防止法**が制定され、靈感商法等の悪質な勧誘による寄付や契約は取り消せるようになりました。**消費者契約法**では、靈感商法の契約の取り消しは「契約締結から10年、被害に気付いた時から3年」可能とされています。

靈感商法等についての不安や困りごとは、下記の専門窓口へご相談ください。

靈感商法等対応ダイヤル

0120-005931



どの窓口でも
ご相談できます!
相談は無料です。

消費生活相談業務について、鹿島市・嬉野市・太良町の3市町は連携しています。

3市町にお住まいの方は、平日毎日相談を受けることができますので、ご相談ください。

相談日	消費生活相談窓口	電話番号	相談場所
月曜日	鹿島市	0954-63-3412	新世紀センター 2階 会議室 (鹿島市役所横)
火曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市中央公民館 (塩田町) 2階 第4研修室
水曜日	太良町	0954-67-0312	太良町総合福祉保健センターしおさい館 1階 栄養指導室
木曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市役所嬉野庁舎 1階 相談室
金曜日	鹿島市	0954-63-3412	新世紀センター 2階 会議室 (鹿島市役所横)

●相談受付時間は9:30~16:00 (12:00~13:00は除きます)

●土、日、祝祭日は佐賀県消費生活センター (☎0952-24-0999) が対応します。相談受付時間 9:00~16:30

3市町の電話番号がわからなくて困ったときは
お住まいの近くにある相談窓口につながります!

消費者ホットライン**188**へ!